

低入札価格調査について（工事請負契約）

神戸市行財政局契約監理課

低入札価格調査は、調査基準価格（契約の内容に適合した履行が不能の疑いがある基準となる価格）を下回った入札を行った入札者に対し、当該入札価格において契約の内容に適合した履行がされるか否かについての調査を行うものです。

低入札価格調査手続要綱第7条に定める内容の調査にあたり、指定された期日までに下記の調査資料を行財政局契約監理課へ提出してください。資料提出後、事情聴取を行います。

なお、低入札価格調査制度の適用対象工事では、失格基準価格を設定しています。失格基準価格を下回る入札を行った者は落札者といたしません。

<注意>

低入札価格調査を経て契約した場合の措置として、専任の監理技術者等とは別に、配置技術者の要件を満たす補助技術者1名を専任で現場に配置する必要がありますですのでご注意ください。ただし、専任で配置することが求められていない工事については、専任で配置する必要はなく、補助技術者を配置する必要もありません（下記4④参照）。

また、価格開札の日に指定する期限（案件毎に電子入札システムにてご確認ください。概ね開札日から起算して3開庁日程度。）までに低入札価格調査の調査辞退届を提出したものに限り、低入札価格調査の辞退を認めることとします。その場合の当該入札は無効として扱い、指名停止措置は致しません。

1. 提出が必要な調査資料（様式番号は各様式の左上に記載）

(1) 総合評価落札方式のうち、簡易型（実績確認型）を適用する工事

様式1～6（ただし、様式6については下記※参照）

(2) (1) 以外の工事

① 様式1～8

必ず提出してください（ただし、様式6については下記※参照）

② 様式9～14

低価格入札を実現できた理由に関連する場合は提出してください

〔例：付近で手持ち工事を施工中のため重機の流用が可能
⇒様式9「対象工事付近の手持工事の状況」〕

※様式6：配置予定技術者届、配置予定技術者届（補助技術者用）について

工事に配置する技術者に係る「配置予定技術者届」、下記4④に定める補助技術者に係る「（補助技術者用）配置予定技術者届」をともに提出してください。

総合評価落札方式を適用する入札案件のうち、技術資料において配置予定技術者の提出を求めている場合は、「配置予定技術者届」に記載する技術者については技術資料において提出した配置予定技術者の中から選定してください。「（補助技術者用）配置予定技術者届」については技術資料において提出した配置予定技術者以外から選定しても構いません。

③ その他、必要に応じて神戸市が求める資料（当該低入札価格において適正な履行が

確保されるかどうか確認するために低入調査シート等の提出を求める場合があります。)

2. 事情聴取（ヒアリング）について

ヒアリングには入札者の責任者（社長、営業所長等）が対応してください（できれば配置予定の現場代理人又は技術者も同席してください）。

ヒアリングでは、特に、下請業者へのしわ寄せがないか、安全面・労働条件等に問題がないか等について重点的に聴取します。

3. 調査結果について

ヒアリング及び市による関連事項の調査等の手続き後、落札者とするか否かについての結果を当該入札参加者全員に通知します。

4. 低入札調査を経た場合の措置

- ① 調査の結果、落札者となった場合、契約保証金の額は請負金額（税込）の 10/100 以上となります。
- ② 担保期間は、神戸市からの指示がない限り、設計図書に記載された期間の 2 倍の期間となります。工事請負契約書の担保期間に 2 倍の期間を記載してください。
- ③ 下請負人（1 次下請負人及び資材調達先）に関しては、原則調査資料通りの施工体制で施工する必要があります。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、変更後においても品質、安全、工程等適正な施工に支障がないと認める場合は、事前に届け出の上、市の承認を受けた上で変更することができます。

（参考）やむを得ない理由の例

- ・倒産・廃業・供給不能
- ・長期工事で将来年度分を調査時に確定できない
- ・発注者の設計変更・工程変更 など

- ④ 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、専任の監理技術者等とは別に、配置技術者の要件を満たす補助技術者 1 名（※監理技術者を配置する場合は監理技術者の要件、主任技術者を配置する場合は主任技術者を配置する場合は主任技術者の要件をそれぞれ満たす者）を専任で現場に配置する必要があります。ただし、専任で配置することが求められていない工事については、専任で配置する必要はなく、補助技術者を配置する必要もありません。なお、共同企業体に該当する場合は、代表者から選出することとします。
- ⑤ 施工途中に中間の技術検査が実施されます。
- ⑥ 低入札価格調査を経た契約は「地域建設業経営強化融資制度」の対象外となります。また、案件により本市工事成績による入札制限を設定する場合がありますが、低入札価格調査を経た工事を施工中の者は、入札参加資格として求める点数が異なります。詳細は入札説明書共通事項をご確認ください。
- ⑦ 開札後、落札候補者となった場合は速やかに資料提出を求めますのでご注意ください（低入札価格調査を実施する旨を通知した日から起算して概ね 5 開庁日以内。案件毎に電子入札システムにてご確認ください）。

資料を提出せず、調査を辞退される場合は、契約監理課が定める期限（開札日（総合評価落札方式は入札価格による開札日）から起算して概ね 3 開庁日以内（案件毎に電子

入札システムにてご確認ください。)) までに、調査辞退届を提出してください。

調査辞退届の様式は、神戸市ホームページの各種書式に掲載しております。

調査辞退届の提出期限を過ぎてから低入札調査を辞退された場合は、神戸市指名停止基準要綱の規定により、指名停止となる場合がありますので、ご注意ください。

(参考)

低入札価格調査 提出資料

様式 番号	総合評価 簡易型	その他の 工事	資料名	要綱第7条	
1	○	○	入札額決定理由書	ア	その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
2	○	○	工事費内訳書		
3	○	○	施工体制台帳	イ	契約対象工事における予定施工体制
4	○	○	下請負人に関する事項、下請業者からの見積書		
5	○	○	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図		
6	○	○	配置予定技術者届、（補助技術者用）配置予定技術者届	ウ	配置予定技術者
7	-	○	労務者使用計画	コ	労務者の具体的供給見通し
8	-	○	過去に施工した公共工事及び発注者	サ	過去に施工した公共工事名及び発注者
9	-	△	対象工事付近の手持工事の状況	エ	契約対象工事付近における手持工事の状況
10	-	△	対象工事に関連する手持工事の状況	オ	契約対象工事に関連する手持工事の状況
11	-	△	契約対象工事個所と事業所、倉庫等との関連 （地理的条件）	カ	契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連 （地理的条件）
12	-	△	手持資材一覧表	キ	手持資材の状況
13	-	△	資材購入先一覧表	ク	資材購入先及び購入先と入札者との関係
14	-	△	手持機械一覧表	ケ	手持機械数の状況
-	※	※	低入札価格調査シート ほか	チ	その他必要な事項

【凡例】

○：必ず提出が必要な資料

△：低価格入札を実現できた理由に関連する場合に提出が必要な書類

※：契約監理課から要求があった場合に提出が必要な書類